

2020年度 生命保険協会 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動 募集要項

1. 活動の目的

待機児童問題が女性の社会進出の妨げの一因となっており、保育の充実や働きながら安心して子育てできる環境を整備していくことが求められています。

生命保険業界は、社会公共の福祉の増進に資する社会的使命を担うとともに、従業員の約8割を女性が占める業界でもあります。

そこで、当会では、保育所や放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する助成活動を展開し、子育てと仕事を両立できる環境の整備に積極的に貢献してまいります。

2. 2020年度の募集について

政府は待機児童の解消を「待ったなしの課題」と位置づけ、様々な取り組みを展開する中、例年多くの皆さまからご応募をいただいていることを踏まえ、助成金総額を2,500万円（前年度比+1,100万円）に増額いたしました。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、保育所や放課後児童クラブへの様々な影響が懸念される状況となっております。

2020年度の募集においては、助成金の使途に「新型コロナウイルス感染症対策のための衛生強化に資する設備・備品等の購入費用」や「施設経営の安定に使用する事業資金」などを加え、施設を利用される皆さま、施設に勤務される皆さまの安心安全の確保にも貢献してまいります。

3. 助成内容

- 待機児童の解消に向けた保育所または放課後児童クラブの受け皿拡大・質の向上、および保育所利用者の多様なニーズに対応した事業を推進するうえで必要な環境整備に対し、助成を行います。

助成対象	助成金額（総額2,500万円）
(1) 休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等（※1）に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用（※2,3）	1施設当たり上限額35万円
(2) 放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用（※2,3）	1施設当たり上限額20万円

[※1]通常の保育等に加え、保育所利用者の多様なニーズに対応した環境整備を行う事業

[※2]子どもの成長に合わせた遊具および玩具、楽器、絵本や学習教材等の備品の充実、机・椅子・整理棚、寝具、乳幼児ベッド・物置等の設備の充実（寝具、乳幼児ベッドについては（1）の場合のみ対象）

[※3]「新型コロナウイルス感染症対策のための衛生強化に資する設備・備品等の購入費用」および「施設経営の安定に使用する事業資金」などを含む。

4. 応募資格

それぞれの助成対象の応募資格は次のとおりとなります。

なお、施設単位での応募を可能としておりますので、1法人につき、複数の応募をさせていただいても問題ございませんが、申請書や添付書類は施設ごとに作成のうえ送付ください。

○助成対象（1）休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下のすべての条件を満たす事業者

①社会福祉法人・株式会社・特定非営利活動法人等の法人格を有していること
②以下のいずれかの施設を運営していること a. 認可保育所 b. 地域型保育給付の対象となっている小規模保育施設 c. 地域型保育給付の対象となっている事業所内保育施設 d. 地域型保育給付の対象となっている家庭的保育施設 e. 「認可外保育施設指導監督基準」に基づく保育施設
③休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等を実施していること ※いずれかの事業実施で応募可 ※新たにいずれかの事業を実施する場合、2021年4月末までに実施すること ※新型コロナウイルス感染症の影響で上記事業を取り止めている場合も応募可

※認定こども園は応募の対象外となりますのでご注意ください。

○助成対象（2）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下の条件を満たす事業者（法人格の有無を問わない（父母会・地域運営委員会等含む））

・「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、市町村からの委託事業・補助事業・代行事業（指定管理者制度）等の事業形態をとっており、行政からの補助を得て、放課後児童クラブの運営を行っていること

5. 助成対象となる経費

助成対象となる経費は、備品購入費、建築・設備工事費、施設経営の安定に使用する事業資金です。

以下に申請の例を記載しております。例に記載のないものも申請いただくことは可能です。

項目		例
備品購入費 建築・設備工事費	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具(一輪車、竹馬、鉄棒、ブランコ、サッカーゴール) ・玩具(ボール、積み木、ブロック、知育玩具) ・書籍(絵本、紙芝居、図鑑) ・電化製品(エアコン、空気清浄機、冷蔵庫) ・子ども用家具(ベッド、机、椅子、ロッカー) ・水栓整備(トイレ、流し台、手洗い設備) ・園庭整備(土入れ、縁石、日避け設備) ・防音対策(防音パネル、防音カーテン) ・防犯対策(カギ強化、防犯カメラ、防犯スプレー) ・防災対策(防災カーテン、防災ヘルメット、防寒具) ・安全対策(ベビーセンサー、避難車、強化ガラス、AED、安全柵) ・新型コロナウイルス対策のための備品購入・設備工事
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品、消耗品、衣類、生理用品 (新型コロナウイルス対策のものを除く) ・電子機器 (テレビ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、パソコン、プロジェクター、ゲーム機器等) ・お菓子、お茶、飲食代等
施設経営の安定に 使用する事業資金	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により必要性が生じた施設経営の安定に使用する事業資金
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響とは関連のない事業資金

6. 助成金の活用期間

2020年11月～2021年4月末の間で、助成金を活用いただきます。

上記活用期間外に発生した経費については対象外です。なお、助成決定のご連絡は11月上旬・助成金の支給は12月下旬の予定です。

7. 申込受付期間・方法

申込みにあたっては、当会ホームページ掲載の「記入要領」や「よくあるご質問」をご参照のうえ、応募資格や助成対象経費にあてはまるかどうか十分にご確認ください。

(1) 申込受付期間

2020年5月27日(水)～7月3日(金) <当日消印有効>

(2) 申込先

生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
電話：03-3286-2643

(3) 申込方法

当会ホームページより所定の「助成申請書」をダウンロードのうえ、必要事項を記入・捺印し、正本1部・副本(コピー)1部・下記の「必須添付書類」を各1部ずつ同封し、必ず

簡易書留でご送付ください。

なお、「助成申請書」は、助成対象別に2種類に分かれているので、該当する用紙を使用
ください。

※助成申請書の副本は「片面印刷・ホチキス止めなし」でお送りください。

※持参・FAX・電子メールによる送付は受け付けられません。

◆必須添付書類（いずれも書式は問いません。コピーも可）

○助成対象（1）休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、
一時預かり事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

- ①施設平面図
- ②法人の2019年度の決算報告書、2020年度の収支予算書
- ③保育施設の2019年度の事業報告書、決算報告書（活動状況・収支決算がわかるもの）
- ④保育施設の2020年度の事業計画書、収支予算書（活動計画・収支予算がわかるもの）

○助成対象（2）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の
購入等に係る費用

- ①施設平面図
- ②法人（団体）の2019年度の決算報告書、2020年度の収支予算書
- ③放課後児童クラブの2019年度の事業報告書、決算報告書（活動状況・収支決算が
わかるもの）
- ④放課後児童クラブの2020年度の事業計画書、収支予算書（活動計画・収支予算が
わかるもの）

※添付書類がない場合、選考の対象外となる場合があります。

※事業報告書・決算報告書・事業計画書・収支予算書について、応募時点で完成していない場合、
暫定版（もしくは前年度）の書類を添付し、完成次第追加でご送付ください。なお、暫定版・前年
度の書類の表紙には、完成版（もしくは最新版）をいつ頃送付できるかをご記載ください。

※ご提出いただいた助成申請書、添付書類は、助成有無にかかわらず返却できませんので、予めご了承
承願います。なお、選考に際して、当会から照会を行うこともございますので、助成申請書等の写
しを必ずお手元に保管してください。

（4）募集要項・助成申請書の入手方法

当会のホームページ（<https://www.seiho.or.jp/activity/social/support/guideline/>）
からダウンロードできます。（Microsoft Word形式）

なお、「助成申請書」は、助成対象別に2種類に分かれているので、該当する用紙を使用
ください。

(5) 申請にあたっての留意事項

- ①「助成申請書」作成にあたっては、本「募集要項」の助成対象となる応募資格、助成対象経費等の要件等について当会ホームページ掲載の「記入要領」や「よくあるご質問」をご確認いただいたうえで、ご記入ください。
- ②申請後、代表者や連絡責任者、連絡先等が変更になった場合は、7頁記載の照会先までご連絡ください。また、やむを得ず申請を取り下げの場合にも、同様に7頁記載の照会先まで、速やかにご連絡ください。
- ③申請内容に虚偽があることが判明した場合等には、助成決定を取り消すことがあります。

(6) その他

ご提出いただいた助成申請書に記載されている個人情報、当会の「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」および社会貢献活動に関するご連絡以外の目的には利用いたしません。

8. 助成対象施設の選考

(1) 選考方法

- ①学識経験者等で構成する選考審査会において、下記の選考基準にもとづき総合的に選考します。

◆選考基準

・事業計画、保育（育成）計画、必要性・効果、運営実績・健全性、費用の合理性

※同評価の場合には、待機児童の状況等の地域性や当会による財政支援の必要性も考慮します。

- ②助成金交付額は、選考審査会において助成申請書記載の金額と、助成申請の内容にもとづいて審査します。できるだけ数多くの施設に助成するという趣旨から、助成金額を減額する場合があります。

※必要に応じてさらに詳しい書類の提出をお願いする場合、助成申請内容等について個別に確認させていただきます場合があります。

(2) 選考結果の通知・公表

- ①選考結果は2020年11月上旬（予定）に、助成有無に関係なく全ての申請施設に直接書面にてご通知いたします。

※選考結果の理由に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご了承ください。

- ②助成対象となった場合は、施設名、助成金額、助成申請経費活用計画等、申請書に記載されている内容について、当会が必要と考える情報を公表させていただきます。
- ③助成対象とならない場合でも、助成申請の事実および申請内容について、公表する場合があります。

(3) 助成式（授与式）等への出席

- ①助成決定時、原則として各都道府県および地区協会において「助成式（授与式）」等を開催します。「助成式（授与式）」等では、保育内容や今後の目標等についてご紹介いた

だきます（開催時期は2020年11月～12月頃を予定）。

- ②「助成式（授与式）」等には、当会関係者以外に、地元マスコミ等が同席し、取材する場合がありますので、予めご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、開催時期や開催方法が変更となる場合があります。

9. 助成金の交付

助成決定時にお渡しする当会所定の「助成決定に関する承諾書」、「交付申請書」に記入・捺印のうえご提出ください。当会による所定の手続きが完了した後、助成金を交付します。

（時期は2020年12月下旬を予定）

10. 助成金活用報告書等の提出

- (1) 以下の報告書等を、遅くとも2021年5月末までにご提出ください。

①助成金活用報告書

②助成金使途報告書（領収書等のコピー添付）

③助成金を活用した保育の実施状況がわかる資料（印刷物、写真、紹介記事等）

※必要に応じて訪問のうえ、活用状況等について確認させていただく場合があります。

- (2) 助成金活用後にご提出いただく報告書等にもとづき、各助成対象施設の保育内容等を当会ホームページ等にて紹介させていただく場合があります。

11. 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますので、ご承知おきください。

- ・ 申請内容に虚偽があることが判明したとき
- ・ 助成金を助成対象経費以外に使用したとき
- ・ 正当な理由なしに、助成金活用報告書等が所定期限に提出されないとき
- ・ 保育活動を不当に中止ないし変更・縮小したり、または所定期間内に設備の整備や備品の購入等が完了しなかったとき
- ・ 設備の整備、備品の購入等に要した支出合計額が、当会の助成金額を下回るとき
（あるいは支出合計額が当会の助成金額を上回っていても、他団体から同一活動に対する助成金がある場合に、支出合計額が助成金の総合計額を下回るとき）
- ・ 助成金活用期間（2020年11月～2021年4月末）以外の時期に、助成金を使用し
たとき
等

◇ご参考◇実施スケジュール（予定）

- ・募集期間・・・・・・・・・・ 2020年5月27日（水）～7月3日（金）
- ・選考期間・・・・・・・・・・ 2020年7月～10月末
- ・助成対象施設決定・・・・・・・・ 2020年11月上旬
- ・助成金交付・・・・・・・・・・ 2020年12月下旬
- ・助成金活用期間・・・・・・・・ 2020年11月～2021年4月末
- ・助成金活用報告書提出締切・・・ 2021年5月末

《申請書送付・お問い合わせ先》

生命保険協会 広報部内「子育てと仕事の両立支援」事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル3階

電話 03-3286-2643

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/activity/social/support/guideline/>

※お問い合わせの際には、当会ホームページに掲載している「記入要領」や「よくあるご質問」を改めてご確認ください。